

県南広域振興局長告示第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年2月12日

県南広域振興局長 田村均次

- 1 工区に含まれる地域の名称 1 工区 北上市和賀町後藤2地割112番1、112番3の一部、113番1、113番2の一部、114番2の一部、114番3の一部、212番、275番1、276番、277番の一部、278番1の一部、279番1の一部、280番1の一部、289番5の一部、290番2、290番5、300番3の一部、305番2、320番の一部、330番2の一部、337番2の一部、343番2の一部、349番2の一部、351番5の一部、355番2の一部、356番2、360番2の一部、383番1の一部、385番の一部、386番の一部、387番の一部、389番の一部、405番1、405番2、406番、407番の一部、408番の一部、409番の一部、410番の一部、411番の一部、412番の一部、413番の一部、414番の一部、416番の一部及び417番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 北上市芳町1番1号 北上市